

岩沼市消防本部・亙理地区行政事務組合消防本部消防広域化協議会会議  
傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岩沼市消防本部・亙理地区行政事務組合消防本部消防広域化協議会会議運営規程（以下「会議運営規程」という。）第9条第2項の規定に基づき、岩沼市消防本部・亙理地区行政事務組合消防本部消防広域化協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人)

第2条 会議の傍聴人は、報道関係者及び一般傍聴人とする。

(一般傍聴人)

第3条 一般傍聴人の定員は、5人とする。ただし、会場の都合により議長は、定員の数を増減することができる。

(傍聴の手続)

第4条 報道関係者は、会議の当日、所定の場所で、報道関係者受付簿（様式第1号）に報道機関の所在地、名称及び傍聴しようとする者の氏名を記入しなければならない。

2 一般傍聴人は、会議当日、所定の場所で、傍聴整理券（様式第2号）の交付を受けなければならない。

3 会議開催予定時刻15分前における一般傍聴人の希望者数が前条に規定する定員を超過するときは、くじで一般傍聴人を決定する。

(傍聴することができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

(1) 銃器、棒等、他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又は垂れ幕の類を携帯している者

(3) 鉢巻、腕章、たすき、ゼッケン又はヘルメットの類を着用している者

(4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機又は映像機の類を携帯している者。ただし、撮影し、又は録音することについて、議長の許可を得た者を除く。

(5) 笛、ラッパ、太鼓等、楽器の類を携帯している者

(6) 酒気を帯びていると認められる者

(7) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 私語、談笑その他会議の妨害になるような行為はしないこと。

(3) 鉢巻、腕章、たすき、ゼッケン若しくはヘルメットの類を着用し、又は張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又は垂れ幕の類を掲げる行為その他示威的な行為をしないこと。

- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (7) 携帯電話等の電源を切っておくこと。
- (8) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となる行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音機等の使用の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りではない。

(職員の指示)

第8条 傍聴人は、すべての職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、会議運営規程第2条第1項ただし書の規定により、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り別に定める。

附 則

この規程は、平成29年7月27日から施行する。

様式第1号（第4条第1項関係）

年 月 日

岩沼市消防本部・亘理地区行政事務組合消防本部消防広域化協議会

（第 回会議）

報道関係者 受付簿

番号	所在地	名称	傍聴者の氏名	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

様式第2号（第4条第2項関係）

（表面）

第 号
傍聴整理券
平成 年 月 日開催の岩沼市消防本部・亘理地区行政事務組合 消防本部消防広域化協議会の会議の傍聴を許可します。
当日は、会議開始時刻の5分前までに、_____でこの傍聴整理券を職員に提示し、その指示に従って傍聴してください。
平成 年 月 日
岩沼市消防本部・亘理地区行政事務組合消防本部消防広域化協議会

（裏面）

（注意事項）
1 会議に付議する案件によっては、当日の会議の決定で公開しないこととされる場合もありますので、御了承願います。
2 会議当日、開催予定時刻の15分前に入場定員を超えている場合には、くじで傍聴人を決定します。この場合、くじに外れた方は、傍聴できませんので、あらかじめ御了承願います。